令和5年 第7回 安芸太田町議会定例会会議録

令和5年12月12日

						令	和5年12月	月12日	
招集年月日	令和5年12月8日								
招集の場所	安芸	長太田町議会議事堂							
開閉会日	開会	令和5年1	2月8日 勺	-後3時5	分	議長	中本 正廣		
及び宣告 応(不応)招議員	閉会議席			出席等		議長	出席等		
が、(不応)指議員 及び出席並びに	番号	氏	名	の別	議 席 番 号	氏	名	の別	
欠席議員	1	角 田	伸 一	\circ	7	影井	伊久美	\circ	
凡例○ 出席	2	斉 藤	マユミ	\circ	8	田島	清	\circ	
△ 欠席	3	佐々木	道則	\circ	9	欠	員		
× 不応招△公	4	小 島	俊二	\circ	10	津 田	宏	\circ	
公務欠席	5	末 田	健 治	0	11	佐々木	佐々木美知夫 (
	6	大 江	厚 子	\circ	12	中本	中本正廣		
会議録署名議員	6番	番 大江 厚子 7番 影井 伊				影井 伊久	美		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局		河 野 茂		書記	書 記 佐々才		水木 裕子	
	町	長	橋本	博 明	教育	手	二見	吉 康	
地方自治法第 121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	副町長		小野直敏		教育次長		園 田 哲 也		
	参事		木 本 英 哲		教育課長		瀬川善博		
	会計管理者兼総務課長		長尾航治		安芸太田病院 事務長		栗 栖 香 織		
	加計支所長 兼加計支所住民生活課長		金 升 龍 也		_		_		
	筒賀支所長		山本博子		_		_		
	企 画 課 長		二見重幸		_				
	税務課金計		沖 野	貴宣	_				
	住民課長		上手佳也			_			
	産業観光課長		菅 田 🧵	裕二	<u> </u>		_		
	建設	課 長	武田	雄 二		_	_	-	
	健康福祉課長		伊賀	真 一	_		_		
	衛生対策	兼室長	森 脇	泰		_	-	-	
会議に付した事件	別紙の	とおり	•		•				
会議の経過	別紙の	とおり							

会議に付した事件

会和	5年1	1 2	月	1	2	Н
11 /1 H	$\cup -$	_	/		_	\vdash

一般質問

令和5年第7回定例会 (令和5年12月12日) (開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。昨日に引き続き、一般質問を続けます。通告に従って、順次発言を 許します。

(「議長、8番」の声あり)

はい、8番田島清議員。

○田島清議員

皆さんおはようございます。昨日に引き続き本日のトップバッターということで、質問に入りたいと 思います。まず最初にですね、私は通告に従いまして、太田川の環境についてという題で質問をしてま いります。最初にですね加計、加計じゃなくてごめんなさい、安芸太田の町広報により載っておりまし た地域おこし協力隊員の着任の挨拶、井上さんの挨拶を若干ご紹介してですね、太田川、安芸太田町に ついてのかかわりについて、若干、述べて、始めていきたいと思います。まず隊員着任挨拶です。10月 より地域おこし協力隊員として着任いたしました井上です。私は兵庫県姫路市出身、大学では海洋生物 学を専攻しました。沖縄県西表島の、アオウミガメとウミショウブ(海藻)の研究を行いました。その 後、就職したアウトドア用品の会社で広島に配属され、休日は、太田川水系の上流部の安芸太田町から 広島市内の下流まで、様々な場所で釣りをしたり、山登りをしたり、多様な自然環境でアウトドアアク ティビティを中心に活動してきました。そこで出会ったのが後に、僕の人生を大きく変えることになっ たサツキマス(アマゴ)です。太田川のサツキマスとの出会いから私は、太田川水系に魅了され、広島 を離れてからも毎年太田川に訪れています。しかし近年では地形変化は激しさを増し、厳しい河川環境 で魚が減ったなどの声が聞こえるようになり、太田川も例外ではないと感じます。私は魅了された太田 川水系の自然環境を自分の子どもの代にも残したいと強く思い、この川のよさを広く知ってもらえる活 動を進めるために移住してきました、とあります。私も太田川殿賀地区ではありますけども、太田川に 育った、育ち、太田川で小さいときは遊んで来ております。その太田川がですね、非常に近年ですね、 あまりいい状態ではないということを感じる、今日この頃ではあります。そしてですね本日の太田川の 自然環境についてですが、まず太田川についてですが認識の統一ということで、少し調べてみました。 太田川は広島県を流れる一級河川太田川水系の本流中流域が環境省の名水100選に選定されています。 河川の名称の由来ですが、もともと上流域では、現在の安芸太田町の一帯が、太田郷と呼ばれていたこ とから、太田川と呼ばれていたのに対し、下流域では、佐東郷、1664年に、沼田郡に改称の名から佐東 川と言われていました。その後、近世なって、次第に佐東川の名が消え、太田川名に統一されているそ うです。太田郷の太田の名は、安芸の国最大の沖積平野が広がったことで大きな田がつくられていたこ とからだと言われているそうです。ただし、環境省のホームページの紹介では、広島市安佐北区、安佐 南区、東区、西区の河川景観が名水100選の選定のように表示されておりました。残念ながら安芸太田 町、上流域ですが、記述については載っておりませんでした。また広島県の交流定住ポータルサイトで は、安芸太田町の紹介があります。広島県内で最も小さな町だけど...。自然豊かな四季を通じて、 満喫できる町です。安芸太田町の町名の由来にもなった太田川の上流域に沿って、町全体が形成されて おり、水郷として、飲料水はもとより、良質な水でおいしいお米や野菜をつくることができます。広島 県で1番人口の小さい、少ない、町ですが、豊かな自然と人情味あふれる、田舎暮らしを堪能していた だけます。平成25年5月には、広島県で初となる森林セラピー基地としてグランドオープンしました。 まち全体が癒やしの森と紹介されています。そして本日、職員の皆さんが胸につけている町章のバッチ も、西中国山地に抱かれた暮らし・交流・元気のまちにふさわしく、安芸太田のA、ABCのAが、西 中国山地を、そして太田の〇が、そこから昇る朝日をイメージし、町民が元気あふれる暮らしが行われ るよう、町の融和と発展を表現しているとされています。さて安芸太田町総合計画2次が来年終了し、3 次総合計画の準備が始まっています。策定基本方針では、本町が目指す将来像20年後を目標に展望するとされております。それでは本日の太田川自然環境について、通告により順次質問をしてまいりたいと思います。まず1番です。太田川の自然環境太田川ブランドの推進についてです。町長は7項目の所信表明演説の中で、太田川ブランドの野菜等の項目をですね売出したいというふうなことを公約に挙げておられますけども、そのほかですね太田川ブランドの、町長の目指される太田川ブランドについては、どのようなお考えか、お聞かせください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、太田川流域の自然環境についてということでご質問をいただいております。改めて最初に、地 域おこし協力隊の話をご披露いただきました。いつも思うんですが、田舎あるあるというと、申し訳な いんですけれども、やはりこの地域のよさというのを、かえって外におられた方のほうがよく分かると いうかあるいは、違いをよく分かっておられるというのを感じながらですね、お話を聞かせていただき ました。この周りにある自然というのは町民にとっては普通に、あるいはありふれた、風景なのかもし れませんけれども、外から見るとそうではないということを端的に示される、そういう、地域おこし協 力隊の表現だったなぁというのを改めて感じさせていただいております。そういういいもの、あるいは 宝がたくさんあるという意味で、改めて私も、町外から移り住んだ者としてですね、この地域にある 様々なものは大変すばらしいんだという思いで、その一つのあらわれとして太田川ブランドということ をうたわせていただいてるわけでございますが、直接的にはこの太田川ブランドというのも、その中で もとりわけ食というかあるいは、自然を活かした産業振興ということで、農林水産業に着目をしてきた わけでございますけれども、その中でも、特に農業分野において、やはり野菜というのが1つ、本町に おいても大変宣伝しやすいものじゃないかというふうに感じておったところでございます。もちろん、 米づくりも、盛んではございますけれども、本町の地形的な特性からですね、どちらかというとたくさ ん米をつくるというよりは、限られた農地を有効に活用するという意味では、野菜のほうが、より広く、 進めやすいのではないかということで、野菜を太田川ブランドとして広島市民の食卓に届けてみてはと いう観点からですね、提案をさせていただいたわけでございます。そういった意味では既に本町におい ては、広島活力農業経営者育成事業を活用して、これハウス栽培でございますけれども、UIターンに よる就農定住を進めながらですね、コマツナ等の葉物野菜を栽培する取り組みをずっと進めてこられて きたわけでございまして、そういったところから改めてそういった野菜を太田川ブランドとして出して いってはどうかということで取り組みを進めているわけでございます。また昨年度、そういった観点か らはですね、安芸太田町農業振興ビジョンの中でも、野菜生産、小規模農家の皆さんにも、参加いただ きたいということで、小規模農家については、安芸太田町独自の小規模農家支援制度の創設を打ち出さ せていただいたところでございます。もともとはそういう話だったわけでございますが、考えてみれば 野菜だけに限定する必要はないわけでございまして、例えば祇園坊柿、これも、立派な太田川ブランド だと思っておりますし、あるいは、そういった意味で農業ビジョンの中でも、祇園坊柿についてはこれ から力を入れて進めさせていきたいと考えておりますし、また、野菜に、あるいは農産物に限らず、ア ユやヤマメといった川魚も太田川ブランドとして今後取上げていってもいいのではないかなと考えてい るところでございます。さらに踏み込ませていただきますと、今お話しいただいたように太田川の源流 域であるというのはやっぱり安芸太田町の大きな1つの特徴だというふうに思っておりまして、この太 田川流域に関わる様々な取り組みも、太田川ブランドとして、これから扱ってもよいのではないかなと いうふうに考えているところでございまして、例えば、観光の分野、最近は体験型に力を入れておりま すけれども、とりわけSUPやカヤック、ウェイクサーフィンといったウォーターアクティビティを、 これから、安芸太田町の取り組みとして頑張っていきたいと思っております。これも、太田川ブランド としてアピールをしていくことですとか、さらには、これ川とは関係ないんですけれども、林業なども、 今自伐型林業の普及も含めてですね、一生懸命取り組みをさせていただいておりますが、そういった林 業とのかかわりも、生活スタイルとあわせまして、太田川ブランドとしてアピールをすることができれ ば、広島市民をはじめとする太田川流域の人たちには共感を得やすいのではないかなというふうに感じ ているところでございます。ちょっと話が広がりましたけれども改めて、そういった形で、太田川とい うものを、本町のいろんな取り組みに絡めてですね、宣伝の材料として使わせていただくということは、 その源流域に位置する本町としてはですね、広島市民、太田川流域の皆さんに訴えるという意味で大変 訴求効果高いのではないかなというふうに思っているところでございます。そのためには、我々自身改

めて太田川の価値をしっかりと理解をして、太田川の環境を守るということがまた本町にとっても大きな役割だということが町民にとって、町民の中にも広がっていくということが重要ではないかなと思っておりますし、水を活かしたまちづくりという話をずっとさせていただいておりますが、そうした方が、そうした考え方がですね、広く町民と共有することになっていって、その中から生まれてくる具体的な活動が太田川ブランドとして、まとめられていくのが、将来的な理想ではないかなというふうに感じているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、田島議員。

○田島清議員

はい、太田川ブランドの広がりをですね、いろいろと模索されているというふうにお伺いしました。 2題目に上げております現在の取組状況と今後の展望についてあればお願いをいたします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、太田川ブランドの推進につきまして、特にですね、町長の所信表明の際に、太田川ブランド、農業の振興について触れておりましたので、農業を中心とした取組状況と今後の展望について、お答えをさせていただきます。葉物野菜を中心とする農産物は、広島市内を中心に流通をしているところですが、一部では、コンビニエンスストアの惣菜用途として、安定した出荷もあり、成果も出ているところで、さらなる取り組みが必要と考えているところでございます。しかしながら、就労人口が増え安定した経営につながっているかといえば、コロナ感染を発端としてですね、物価高騰や葉物野菜の単価安など複数の要因により、広島活力事業の新規就農者の中途離農が複数件、発生しているところであり、厳しい状況もあります。広島活力事業の内容について見直しを検討し、町独自の新規就農者研修事業を構築することにより、意欲のある新規就農者の確保を考えているところでございます。また、福山市や、関西などの市場では、広島県産のコマツナのシェアは低い現状から、広島市場出荷以外の販路拡大の取り組みを現在進めているところでございます。広島活力事業の事例を紹介をいたしましたが、特産品祇園坊柿の振興でありますとか、太田川産直市を中心とした小規模農家の育成支援、民間企業の参入による耕作放棄地の解消など、本町の農産品が太田川ブランドとして価値の高いものになるように進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

農産物を中心に現在の取組状況をお答えいただきました。先ほどですね町長のほうから林業等につい てもいうご回答もありましたけども、ブランドということでありますと、今林業、山の木がですね価格 が安定してないということで、出せないわけですけども、今林業で言いますと、50年単位で林業経営を していくというふうなことが標準だそうですけども、これをですね100年単位、100年樹齢のブランドと しての太田川材とかいうふうな、形のものも目指せるのではないかなというふうなことも、このブラン ドについて、いろいろ調べる中でそういう方向もあるのかなということを、記事が載っていたので、若 干ご披露するわけですけども、確かに農産物についてはですね、やはりそのときの流通状況によって難 しい部分もあるのかと思いますけども、今世界情勢でいいますと、ウクライナの戦争状況の中で世界中 で食糧が不安定になっているということで日本も食の安全ということで、食の安全保障ということで、 食料自給率の向上に、いうことも議論されています。そういった展望を持ちながらですね特に太田川ブ ランドの中で祇園坊柿の報告もありましたけども、太田川の水ですね、水を活かしたブランドづくりと いうのがですね、今後求められてくるのかなということを私は感じているところです。1問目について はこれで終わりたいと思いますが、次にですね2番目のクマ問題について質問していきたいと思います。 今年はクマの出没が多いということで行政報告の中でも3倍、昨年の3倍ぐらいの出没状況があるという ふうに、ご報告があったところでございますが、現状のですね、課題、状況と課題についてご回答くだ さい。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、クマの出没についての状況と課題について答弁をさせていただきます。今年はクマの餌となる

ミズナラやコナラなどの堅果類の不作という予測をしておりますが、秋以降の目撃情報も、10月末まで 100件を受けております。全国的に増加しているクマによる人身被害は本町では発生をしていませんが、 昨年度より、目撃件数、捕獲頭数いずれも増加している状況です。町内の被害としては、柿や栗、水稲 や養蜂などの食害のほか、集落内を徘回することによる住民の方への生活環境への影響やストレスの原 因となっていることも事実でございます。住民の方からの被害の連絡、被害などの連絡があった場合は、 出没状況を確認し、不要な果実のもぎ取りや残飯などの適切な処分について、現地で依頼をし、出没を 防ぐ取り組みを進め、必要な場合は檻による捕獲をし、10月末までに14頭で、いずれも殺処分をしてお ります。クマの侵入を防ぐため、電気柵による防御する対策が普及をしておりますが、最近は線化を掘 り下げたり、踏み倒して侵入するケースも発生し、電気柵に対する学習や、檻に寄りつかないクマも増 加していると感じているところでございます。この場合、電気柵を2重にしたり、線の高さを変えるな ど依頼をすることもあります。今年度から、県の野生鳥獣による生活環境被害防止対策事業を活用して、 集落内の不要になった果実の伐採に対して、2分の1の補助金を交付しています。秋以降、クマの出没の 増加に伴い、10月までで14本の伐採について、事業を進めています。不要な果樹などについては、所有 者が不在で、了解がとれないことも多いため、地元集落の協力をいただくことで、所有者への連絡や承 諾といった手続が円滑に進み、集落内の環境を効果的に改善していくことができると考えておりますの で、ぜひ検討をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。クマ対策の1つ紹介をさせ ていただきますと、本町では集落へのクマの出没が増えはじめた平成の初め頃ですが、森林の荒廃や広 葉樹の減少による餌不足の解消すべく、栗の植栽を50ha余り行ってきた経緯があります。本来生息地中 心であった十方山や、恐羅漢山周辺に栗を植栽することで、クマの餌を確保して、集落への出没を軽減 するという取り組みでした。「実はクマに、材は人に」をスローガンに植栽を進め、現在は用材として 利用できるまで、まだ生育しておりませんが、付けた栗の実は、奥山に生息するクマの餌となり、成長 を続けているということでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

クマ対策についてご回答いただきました。集落内のですね、柿等の生り物については、2分の1の補助があるということで、余りまだ知られてないところもあるかと思いますので、そういったところは広く、PRをしていただいて進めていけたらというふうに考えます。それから私も山を持っていますが、ほとんど山に入ることすらですね、できていません。もう何十年も、という感じで山に入っておりません。まず誰も山に入りませんので、道がないんですね。倒木があって、自分の山まで行き着くまでに、お昼になってしまうというふうな状況が現在見られています。いうことで林業振興への影響ということで2番目の質問をしておりますが、計画があればお答えをください。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、林業振興への影響についてでございます。ツキノワグマによる林業被害としては、スギ、ヒノキの樹皮を剥がす「クマ剥ぎ」というのがございますが、被害報告としては、年に1、2件程度と聞いています。過去にはチェーンソーでありますとか刈り払い機の燃料やオイルに誘引されて破損させるなどの被害もあったと聞いているところでございます。林業従事者からは、最近のクマによる人身被害の増加を受けて、クマに対する恐怖心は大きくなったと聞いています。森林内での遭遇を避けるために鈴などの音の出るものを携行し、万一出あった際に、熊撃退スプレーを準備していると伺っています。その他、クマに起因する業務の遅れなどの被害は聞いておりませんが、堅果類の栗については、枝折れなどの被害は一定量発生をしているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、田島議員。

○田島清議員

林業振興への影響についてご回答いただきました。3項目めのですね森林環境税の活用状況については先日来、一般質問の他の同僚議員のほうから質問が出ておりますので、割愛をしたいと思いますが、このクマの出没について、中国新聞のオピニオンにクマ問題についてということで、掲載がされておりましたので、ひとつご紹介をして、クマの問題について少し見識を深めていったらというふうに思いますのでご披露します。クマによる人身被害が頻発しているとの情報が相次いでいる。テレビでは同じ映

像繰り返し、視聴者の恐怖心をあおることに腐心しているようだ。山の実りの不足が原因とする識者の コメントが寄せられている。むしろ豊作であることが少ないとし、問題はクマの暮らしの場である。森 林の現況と人間社会の変化という2つの側面から、とらえるべき問題と投げかけています。1970年以降、 出没が見られ、90年代以降、出没が顕著になり、それに関するフォーラムが開催。一つの解決策として、 「実はクマに、材は人に」というスローガンのもと、安芸太田町旧戸河内町では、栗の植栽を進めたが、 その効果が見られていない。本来、森林で暮らすクマは様々な昆虫類、サケ科類、川のサケですね、川 魚類、多様な果樹類を食資源としてきた。その森林は60年代にブナを主体とする広葉樹林が大規模に伐 採され、スギ、ヒノキ人工林へと変わってしまった。同時に河川では、ダム開発砂防堰堤の設置、護岸、 浅海の埋立てなどによって、物質循環系の断絶が生じた。奥山の生物多様性と生産力の減退の、一途を たどり昆虫類や野鳥をはじめ、渓流に生息するゴギやアマゴなども姿を消してしまった。こうした森林 生態系の劣化に拍車をかけているのが、地球規模での温暖化である。河川を通じた物質循環に支えられ て豊かだった森林は大きく変化を変えた。一方人間の生活は都市部への人口流出が続き、過疎地が広が った。加えて、それまでの里山の生物生産物を暮らしの糧とした農山村では、化石燃料などの工業製品 に依存する暮らしへと変わった。ここまで深刻になってしまったクマの出没問題を解決するにはまず、 これまでの個体数増加を前提にしたツキノワグマの管理計画を見直し、森林生態系、河川生態系、海洋 生態系を含めた、流域生態系に目を向けた生物多様性の回復を目的とする効果的な対策が必要である。 と同時に、より重要なのは、中山間地域に人を呼び戻すような、生産、生物生産に依拠した循環型の再 構築、経済成長至上主義からの脱却という、社会政策の転換も並行して進めていくことだと。それなく してはクマによる人身被害は、クマが絶滅するまでなくならないだろう。という記事が載っておりまし た。そこでですね森林環境税、次の項目については、割愛します。3項目めの質問ですけども、太田川 水系の3大ダムの将来像についての質問をしていきたいと思います。まず、1つ目のダムの耐用年数につ いてはいかがお考えでしょうか。

○中本正廣議長

はい、武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、太田川水系のダムの耐用年数。こちら中国電力さんのダムということでよろしいかと思うんですが、こちらのダムは中国電力さんの管理になっておりまして、王泊ダム、立石ダム、樽床ダム、の耐用年数を確認いたしましたところ、定められた耐用年数はないと確認しており、日頃から適切な管理、点検、修繕を行うことで半永久的に使用できるという考えを持っておられるそうです。以上です。

○中本正廣議長

はい、田島議員。

○田島清議員

中国電力さんの管理、ダムの管理状況ということで調査をしていただきました。私がですねダムの耐 用年数について少し調べた中でですね、ダムの建設、発電用ダムの耐用年数と申しますか、ダム自体は ですね、50年、60年、70年とかいうことで、設計をされているということであります。発電施設の老朽 化がありますので、実際には70年ぐらい、耐用年数が経過するというふうな、文献もありました。実際 にはですね、ダムの本体はコンクリート製で鉄筋が入っていないということですので、100年あるいは 150年、もつということではありますけども、この安芸太田町にあります三大ダム、先ほど紹介があり ました、ダムですけども、それぞれ80年、ちょうど太平洋戦争が始まる頃に、建設されたダムでござい ます。そういった意味で、ダムが壊れたというのは、日本では聞かないんですけども世界的には老朽化 して壊れたというふうな事例もあるように聞いております。こういった気候変動の状況ですので、やは り下流域に住む我々としては、非常に不安な部分がありますので、そこら辺のところをですねダム管理 者、安芸太田町には温井ダムもありますけど温井ダムは今20年ぐらいたってますけども、そこらの下流 域のですね、不安を払拭するような情報発信をですね、していく必要があるかなというふうに考えてお ります。それでは2番目ですけども仮称広島西ウインドファームの事業が安芸太田町の町有林のありま す山にですね建設計画がありましたわけですが、安芸太田町としてはこの建設について受入れないとい うことには、して決定しておるところですけども、現在ですね廿日市、広島市を含めた、他の事業計画 地でのですね進捗がどのようになってるかというのは、もうほとんど情報が出ておりませんので分かり ませんが、廿日市の当初の計画の図面を見ますと太田川への影響のある山林の尾根にですね、計画があ るような図面になっておりましたが、太田川への影響というのは、ないのでしょうか。

○中本正廣議長

はい、上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、仮称広島西ウインドファーム事業の太田川への影響についての考えということでご質問いただきました。まず、仮称広島西ウインドファーム事業につきましては、議員からもございましたように既に町として、本計画を受入れない、受入れできないということを表明しているところでございますが、その後、特に進展はないというふうに聞いております。そして質問についての件でございますが、町として、計画の概要を聞いた当初より、計画区域が、太田川の上流部でもございますので、事業が実施された場合、土地の改変でございますとか、森林伐採による植生の変化等により、水環境へ影響があるのではないかということを懸念してまいりました。とりわけ、事業が想定されている、示された地域がですね、林野庁、広島県、旧筒賀村が取り組んだ水土保全機能強化総合モデル事業区域として、また立岩山から市間山間は、禁伐の区域として、従来から、保護樹林帯として保全をしており、土砂災害、風水害の防止、水源の涵養、環境の保全を図る上で極めて重要な役割を有している地域でもございます。このようなことを踏まえまして、これまでも機会あるごとに関係者に対しまして、綿密な調査、予測及び評価を実施して、その結果を踏まえて適切に対応していただくよう、お願いをしてきたという状況がございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、田島議員。

○田島清議員

影響についてはまだ具体的な進展がない、進捗がないということで、具体的にはなっていないという ふうな答弁であったかと思いますが、さてこの太田川の本流にある立岩ダムについてですが、立岩ダム のですね少し歴史的なですね背景について、若干調べたものがありますので、披露したいと思います。 立岩ダムは広島県山県郡安芸太田町の太田川本流、最上流部にある中国電力の発電用重力式ダムであり ます。広島県では広島電灯と広島呉電気が、激しい電源開発競争を繰り広げていましたが、1921年大正 10年に両社が合併し、広島電気が誕生、中国地方最大の電気事業者となりました。広島電気は太田川水 系を中心に、電源開発を進め、1935年、昭和10年の王泊ダムに次いで1939年、昭和14年に竣工したのが、 立岩ダムです。堤高67.4mは戦前では7番目の高さを誇る巨大ダムで、打梨発電所で2万3,600kW、さら に逆調整池の鱒溜ダムを経由して土居発電所で、8,000kW、計3万kW強の電力を生み出し、その大半は呉 の海軍工廠へと送られました。しかし竣工後に日本発送電が誕生し、立岩ダム及び関連の発電設備は全 て接収されました。戦後1951年、昭和26年の電力分割民営化により、中国電力が事業を継承して現在に 至りますが、立岩ダムは、滝山川の王泊ダム、戦後建設された柴木川の樽床ダムとともに、太田川三大 ダムと呼ばれ、広島復興の下支えになりました。立岩ダムは戦前の巨大ダムということで、技術的関知 からBランクの近代木造遺産に選定されています、とあります。このですね立岩ダムはちょうど第二次 世界大戦が始まる頃に完成をしたダムで、当時広島にですね首都があったというふうな時代の電力を賄 うための施設であります。その意味で3番目に質問を挙げております、この太田川の本流における立岩 ダムの役割についてはですね、もう終わってもよいのではないかというのが私の考えであります。今で すね人口が減っていく中で産業の東広島あたりに半導体の工場も建設される計画が持ち上がっておりま すが、これには大量の水が必要になるというふうなことが、報道でもなされております。確かに水は必 要なんですけども、その前にこの河川のですね、太田川本流、冠山から流れ出る水がずっと太田川、広 島市まで流れていく間にですね浄化作用、いろんな生き物が生息する中で、きれいな水がつくられてい くのではないのかなというふうに私は思います。先ほどですね、当初に町長のほうから、太田川流域の 環境についてのところでご回答いただきましたが、町外から入った人の見方という部分と私どもは太田 川とともに今日まで生活してきたわけですけども、私の太田川に対する思い出としては町内に住む者と してですね、私は殿賀小学校に通っていましたけども、殿賀小学校の低学年の頃の話ですけども、学校 帰るのは明ヶ谷のほうを通って帰るのが通学路なんですけども、寄り道をしてですね八幡のほうの馬場 があるところのほうの道を河川沿いを帰って、そして川を渡るんですね。友達と一緒にですね川を渡る のに、水の中に入らないと、体が小さいですから、胸のあたりまで深さがあるわけですけども、渡るの に、服を脱いで、頭の上に乗せて、川を渡って、家に帰った。そういった遊びをですね、するのが記憶 の中にあって、その頃の川の水のことを思い出しますと、魚の種類もですね、両手に余るほどの種類の 魚とかですね、蟹とかですね、そういったものも、食べれる蟹ですけどもそういったものを食べた記憶 もあります。その頃のことを思うとですね、今の太田川の水っていうのは、とても、口にできるような 水でもないですし、子どもに孫に勧められるような、川で遊ばせれるような川でもないような気がして

います。そういう意味で、そういう状況っていうのを知るのは我々の世代だと思います。今の世代の人は、恐らくそういった川をですね知らない、川の水を知らない、川の水で飯盒炊爨して、ご飯を食べたりというふうなこともしてきた記憶もあります。そういったようにですね、私はこの本来の川が、川の水がですね、河川を通じて浄化されていくそういった機能をですね、回復するためには、立岩ダム、そして、その下流にあります鱒溜ダム、今度建設が予定されています立岩ダムについては開放型ですので砂が流れるということで、そんなに水質に影響が出るとは思えませんけども、前回の前々回の一般質問でも、本流ではなくて今度砂防河川、この間ですね私の生きてる間のこの間、あらゆる、太田川に注ぎます支流の谷川のですね、河川については、ほとんどですね三面張りの川になっております。災害が多いということで川になっているということでそういった川のですね、浄化能力というのが落ちているだと思います。そういったこともありますので、せめて本流はですね、広島市までですね、廿日市から広島市まで、本来の浄化能力を回復するような流れをですね、作っていくべきではないかなと、そういったことを私たち安芸太田のですね、最初に安芸太田町の名前の由来も述べましたけどもそういったものを目指すべきではないかというふうに、私自身は思っております。もし、ご見解があれば、ご答弁をお願いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて、昔のようなというか、きれいな川を、やっぱり戻さなければいけないというそういう ご趣旨だったのではないかと受け止めております。立岩ダムにつきましてはですね中国電力さんのダム であり、また発電を目的としているダムでございますので、いわゆる開放するというか、閉鎖するとい うかですね、なかなか難しい問題なのかなぁとは思っております。国土交通省さんのほうで利水権もし っかり設定をされて、取り組んでおられますので、一朝一夕にはいかないことかなと思いながらも、た だ一方でやっぱりこういうダムをつくる、あるいは発電に利水をすることによって、やはり失ったもの もあったのではないかなというのは議員のご指摘あるいは多くの皆さんのお話を聞きながらですね、感 じているところではございます。ただそれを、もうこれもお話あったように、今のダム、今の川しか知 らない、我々の世代からするとですね、今の状況が普通なもんですから、やはりそういった部分、昔は もっときれいだったりとかいう話は、やっぱりもっともっと、我々若い世代やっぱりしっかり聞かない と、失ったものが何かが分かってないですよね。そういった意味でも、改めて、議員の話をそういう思 いを持ちながら聞かせていただきました。どういう方法が、必要なのか、あるいはどういう方法をとれ ば、今以上に太田川がきれいになっていくのかということはですね、我々もまた、これから勉強してい かなければならないと思っておりますし、そのために必要な取り組みについてもですね今、議員は、そ ういった意味でダムについてご指摘をいただきましたけれども、それが本当に、今の河川の状況の原因 をつくったものなのかどうかということも我々しっかり勉強していかなければならないというふうに思 っております。改めて、私個人としてはですね、やっぱり自然というのが安芸太田町の、1番の財産で あると思っておりますし、それがもっとこの太田川をより、私からすると、今も大変きれいな川だなと 思うところあるんですが、これまで以上によりきれいになる方法があるのであれば、また今後研究をし ていきたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、答弁いただきました。冒頭でもお話しましたが今の長期総合計画の3期目に着手をされようとしています。これが20年の計画ということでありましたが、ダムのことを考えますと、ダムの耐用年数、100年としますか、戦時中につくられたダムですから、将来的なことも考えてということではなくて、できたダムだろうとは思いますが、温井ダムあたりはですね将来的なことも考えながらですね、治水ダムということで考えられております。やはりですね安芸太田町の持っております森林資源等を考えるとですね、50年100年のスパンでの計画性というものを基本的なものっていうのを持ちながらですね、この3次の基本計画が練り上げられればという思いも含めてですね、今回の質問をしたところでございます。私の質問は以上で終わります。

○中本正廣議長

以上で、8番、田島清議員の一般質問を終わります。10時55分まで休憩といたします。

休憩午前10時51分再開午前10時55分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

(「議長、6番、大江」の声あり)

はい、6番、大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、今回の一般質問の最後となりました6番大江です。一般質問の前に一言、言いたいことがあります。私、一般質問を考えたり、このたびの定例会の中でもありました長期総合計画について考えるときに、戦争がないという状況をね、大前提として私たちは考えているな、それが今東アジアの戦争危機が言われていますが、本当に大丈夫なのか、大丈夫だと危惧することと同時に、日本が戦争に参戦させてはいけないということを強く思っています。さらに世界ではウクライナ戦争、そしてイスラエルによる、パレスチナへの大虐殺、ジェノサイドが行われています。これに対しても抗議したいと思います。では、通告のとおり、質問に入っていきます。今回私の質問は国民健康保険について、マイナ保険証について、そして地域の環境整備の課題について、3項目いたします。まず国民健康保険について、質問します。公的医療保険は、会社員や公務員などが加入する職域保険、被用者保険と、自営業者や退職者、無職の方が加入する地域保険、また75歳以上の人が加入する後期高齢者医療保険があります。本日は地域保険つまり国民健康保険について、特に国民健康保険県単位化とあわせて国保が抱える問題について、質問いたします。まず最初に、2018年、平成30年から国保の財源運営が都道府県単位化されました。今、道半ばですが、全国で初めて大阪府と奈良県が来年度より国民健康保険保険料を統一することが決まったようです。2018年以降、広島県保険税統一化に向けて本町では、1世帯当たりあるいは1人当たりどのような保険税の変化がありましたか、伺います。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、平成30年の単位化以降、保険税の動向がどのように変わったかということでご質問いただきました。まず国民健康保険は、「地域によって年齢構成とそれに基づく医療費の偏在がある」「財政基盤が弱く、制度運営が困難な市町もある」という構造的な課題を解決するため、平成30年から、県と市町が共同で運営をしております。その共同運営の一環としまして保険料率についても、順次、県内で統一した保険料率としていくということが決定をされまして、平成30年からは、県が県内統一の保険料率を示した上で、これを参考に必要に応じて、市町が激変緩和を図りながら、保険料率を決定しております。県単位化前の本町の保険税率は、県から示された率よりも低く、統一に向けて毎年度、税率の引上げと、賦課割合の見直しを行ってまいりました。そうした取り組みの結果、1人当たりの保険税額、平均でございますが、平成29年度、7万8,214円であったところ、令和5年度は8万7,971円となり、9,757円上昇しております。被保険者の皆様にもご理解をいただきながら、着実に目指すべき姿に近づいているものというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい、約1万円足らず弱のアップがあったということです。統一化に向けてのことだと思いますが負担する者にとってはかなりのね負担感があるなというふうに思っています。ただ、この現行の保険料と、医療費、当町のね、保険料と医療費を見てみますと、水準が相関していないというふうに思っています。本町は、1人当たりの保険料は県内20位でつまり安いほうですが、診療費、医療費は2位と、高いほうであるということで、この差は何を意味しますか。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、広島県ではですね医療費のかかったかかってないというのを、保険料のほうに反映させないという仕組みになってございます。ですので、本町でいいますと医療費が大変多くかかっているんですけれどもその部分を、他の市町の支えによってですね維持できているというふうに考えております。要す

るに支えあいの中でできていますので、そういった医療費がかかっている部分を、広島県全体で負担を していただいているというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

保険料が統一化する前からもうそういう支え合いでやってるという、そうですね、私は町の持ち出しとして、そこを補っているのかと思っていましたが、そういう意味があるんですね、はい、分かりました。次の質問に入ります。最終的に、保険料の統一化を目指していますが、最終的にはどのような保険料になると予想されますか。先ほどちょっと言っていただきましたが、2018年つまり最初の頃とアップ率はどのようになりますか。また、時期はどの頃と考えておられますか。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、統一化後の保険料率がどうなるか、それと時期がいつ頃になるかということでございますが、まず国民健康保険の保険料率は、県が翌年度の収支を見込みまして、各市町が事業費納付金を納付するために必要な保険料率として県が示すことになっております。国民健康保険の短期の医療保険でございますので、医療費は、被保険者の受診行動等に左右されます。ですので将来的に保険料がどうなるかっていうのは、ちょっと見込むことが非常に困難なんですけれども、県単位化以降ですねこれまでの動向を踏まえますと、今後も上昇していく傾向にあるというふうに考えております。また保険料率が完全に統一する時期についてのご質問なんですが、まずは、令和6年度から、来年度ですね、来年度から収納率を反映した準統一の保険料率を実施します。その後、収納率が市町で均一化をしたという、その段階に達した時点で完全な統一という方針となっております。ですがこの具体的な時期はですね今のところ決まってはおりません。はい。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

最初は、来年度を目指すとかいう話もありましたが、ですから今の話では、まだそこは不確定ということですね。はい。時期的には。(完全統一は)完全統一は、はいはいはい、分かりました。それで、完全統一、保険料の完全統一となったときに、都市部と比較して、私は不公平感が、地方と都市部では出てくるのではないかというふうに思っています。例えば、医療サービスの差とか、それから保険料の収納率は今後勘案してというふうに、お互いに頑張ってあげようということにはなると思いますが、今は、やはり安芸太田町はかなりいいほうだと思いますし、都市部は低いと思います。そこが完全に一緒になるかっていうのも、ちょっと不安なところはあるんですが、医療サービスの差とかそれから、大きい病院にアクセスする、都市部との違いですよね、その辺の差によって、同じ保険料統一した場合に不公平感というのは生じないでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、今県の統一化を進めているところでございますが、それについての不公平感のお話がございました。まず前提として、これもう、今議員もご指摘いただいたとおり、今、保険ってのは支えのサービス支え合いの仕組みでございますので、支える人があって初めて今の制度、成り立っております。そういった意味では本町においてはやっぱり高齢者のほうが圧倒的に多いわけでございますので、支える人が少ない分をどうカバーするかというと、それを県全体、県全体の若い人たちで支えていただいとるというのが前提にございます。そういった意味では、保険制度を使えるということがそもそも本町にとってはプラスになっているというのが、今の仕組みの大前提だと我々思っております。もちろんこれまで、そうは言いながらも町単独で保険を運営をして、そうは言いながらも基金を積めるぐらい、若い方からの支援で成り立ってたわけでございますが、これが、将来的にはなかなか難しいということが、今回の保険の県全体の統一というのがあって、そこに我々たちも参加してるというのがまず大前提としてあるというふうに我々思ってるとこでございます。その上で、ご指摘の、そうは言いながらも、例えば医療サービスの差というのは当然やっぱりあるんだろうと思っております。医療資源ってのはやはりどうしても広島市、大都市中心に、お医者さんもおられるわけでございますので、そういったところでの、特

に高度な医療を受けようと思ったら我々どうしても広島に行かなければならない。そういったところはある部分はありますけれどもその中でも、最低限必要なサービス、医療サービスは、本町においてもですね受けられるように、そこについては、我々としても、県全体の医療計画を取りまとめるべき立場におられる権利をしっかりとお願いをしていきたいと思っておりますし、実際に安芸太田病院のですね運営についても、例えば医師の派遣ですとか、あるいは今の高度医療を含めた病院間の連携についてはですね、既にご支援をいただいているところでございますし、引き続き、これについては、お願いをしていきたいと思っているところでございます。その上で保険料収納率のお話がございました。平成24年から平成26年の平均値で収納率がですね県内で最高の市町と最低の市町との間で10.8ポイントあったというふうに聞いております。それが、令和3年の段階では6.82ポイントまで平準化が進んでいるということでございまして、これは引き続き、市町間で均一化されるように、これまた県のほうにも促していただくようにお願いをしたいと思っておりますし、これが均一化したときにはですね、先ほどお話があった、完全統一するという形になろうと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、もう統一化はもう決まって進んでいることですからそれをどうこうということではないんですけど、それならばというところでの話になります。県は、保険料の完全統一化にについて、基本、基本、医療費の水準や市町間の格差を反映しないと言っています。ならば、今町長が言われたように、市町や二次保健医療圏の実情を県はしっかりと把握し、身近で、私たちから言えば身近の地域で質の高い医療、介護サービスが保障されるように、それは今言われたようにやっぱり、しっかりと県にね、要請していくべきだというふうに思っています。それと、質の高い医療もですが、さっき言いましたように、アクセスがすごい問題なんですよね。重篤の病気になると1人ではいけないとか、行くにしてもバス代がかかるとか、乗換えが大変とか、1人で行けなくって、誰か介護者についてきてもらうとか、本当に大変な状況が見られます。そこについても町はもちろんのこと県全体としても、同じような地域があると思いますので、考えていくべき点だというふうに思っています。次に、町単独事業について伺います。今、町の単独事業としてはどのようなものがありますか。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、現在の取り組みというところで例えば、特定健診のポイントの付与事業でございますとか、ドックの助成、その他の健康福祉課で取り組んでいる健康づくり事業等も町独自の事業というふうになってございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、そのほかに子ども医療費とか、重度心身障害者の方への助成もあるのではないかと、それは、 民生課、住民課ではないんですかね。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、その福祉医療の関係ですが、国民健康保険の事業ではございませんで、町の、安芸太田町の取り組みということでご理解いただければと思います。はい。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

そういうことではあるんですけど、1つには、そういう独自の助成、子ども医療費とか、障がい者の 方への医療費の助成をすると、国は減額国庫支出金の減額措置を行っているということで、これは不当 なことだなと思っていますし、やはり県知事会、何かその辺からそういう減額は、やめるべきだという 意見も上がっているように思いますが、例えば、今言われたようないろんな補助とか、健康促進のため のいろんな事業については、今後、統一化、県完全統一化したときにはどういうふうな扱いになるんで しょうか。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、現状で申し上げますと、今後もこういった事業につきましては、県からの繰入金とかそういった財源も活用しながら、基金等も活用しながらですね、引き続き実施していくという予定でございます。 〇中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、では今行っている町の独自の事業は、引き続き、継続できるということで、はい、分かりました。そして、もっと、国保について言えば、他の健康保険制度と比べて補償が劣っているという点が、あります。このたび、上程されました出産時における国保減税額のための条例の一部改正がありますが、被保険者健康保険では保険料は既に、免除されていますが、ここに来てようやく国保はなかったのがここにきてようやくそれが実現できたということがあります。さらに今後ですけど、ほかの健康保険では、出産手当とか傷病手当がありますが、健康保険ではありません。安芸太田町で、前年度ね、ちょっとこの前も話になりましたけど、13人出産されていてそのうちの6件の方に、国保から出産一時金が出たということですが、これだけ若い人がおられて、これだけ出産があったんだというふうに私は思ったんですね。少ないですよ、少ないけどこのこれだけ13分の6、国保から出されたということは、国保に加入してる若い人がこれだけおられたんだというふうに思っています。今後、例えば国保の加入者の人が自営業だったりした場合は、産前産後、休まないといけない。職域の保険ですとそれに出産手当とか出るわけですけど国保の場合はでない。ようやく保険料が免税されましたけど減額されましたけど、こういう手当が出ないということで、町独自としてそういう出産手当なり傷病手当なりを制度としてつくっていくという考えはありませんか。もしあるとして、それが県統一化の時に完全統一化のときに認められるか、それもあわせてお聞きします。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、保険独自の任意給付というご質問になろうかと思いますが、やはりこれはですね、やはり、保険税保険料率に関わることですので、町が独自でというのはちょっと難しいと思います。給付の部分になりますのでこれはやはり、町単独でということではなくて、県全体で議論をして、その必要について議論する必要があろうかというふうに考えております。以上でございます。

○中本正庸議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、私も全くそうで、県全体むしろ国全体でそこは考えて保障していくべきだというふうに思っています。次に、国保の基金について伺います。22年度、令和4年度、2億4,000万余りありますが、これは、先ほどもありましたけど、基金条例に基づいて保健事業の一部に、使用されたりしておりますが、今後、この基金についてない市もありますけど各市町で持っておられるこの基金についてはどのようになりますか。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、国民健康保険基金の扱いについてのご質問でございます。現状でのお答えになりますけれども、この基金につきましては、各市町が独自に行う事業、先ほどの保健事業でございますとか、保険料の収納率不足、収納不足ですね、そういったときに事業費納付金へ不足が生じます。そういったところへの充当、そういったことに対応するため引き続き、各市町において運用を行うという予定になってございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

では、各市町で持っている基金についてはそれぞれで運用して確保は保障されるっていうことになります。はい、分かりました。県統一完全統一化についていろいろ問題なりあると思いますが、先ほど町

長も言われましたように、やはり市町で小さいながらも経営して守り抜いてきた国保ですから、やはり 県統一化になっても、しっかりと意見なり要望を出していって、いくべきだというふうに思っています。 次に、県統一化の問題は以上ですが、次に、大きく公的医療保険について考えていきたいと思います。 政府は少子化対策の財源に充当するため創設する支援金を、公的医療保険の保険料に上乗せして徴収す る方針を出しています。さらに、保険税が増額となるのでしょうか。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、少子化対策の財源に充当する支援金についてのご質問でございます。政府において少子化対策の強化に必要な財源を確保するために、新たに支援金制度の創設が検討されているということを聞いておりますが、詳しい情報は我々にも示されておりません。我々も報道で知らされている中身ぐらいしか存じ上げておりませんので、何とも申し上げられませんが、ただ国民健康保険の保険料にも、大変影響する可能性が高いというふうに思っておりますので、今後の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、ほぼほぼ決まりではないかというふうにも思っています。この支援金のみならず、今、負担金の傷みが高齢者に本当に向かっています。例えば昨年、75歳以上で一定以上の所得のある人、この一定以上の所得がそんなに大きい所得ではないんですけどが、窓口負担割合が2割に引上げられました。この対象が約20%です。また今年度実施として、後期高齢者の保険料の引上げ、介護サービスの利用料の自己負担の2割の対象拡大、65歳以上の高所得者の介護保険料引上げが検討されています。さらに、次の年次の年に向かって、医療介護の3割負担の対象拡大、高額療養制度の自己負担の引上げ、そして介護のケアプランの有料化などが目白押し考えられています。これらは、高齢者の受診控え、さらなる体調悪化につながるというふうに思っています。国保のみならず介護保険についても関係した質問にはなってしまいましたが、特に高齢化率の高い本町にとって、国のこのような方針についてどのようにお考えでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、まさに国保のみならずですね様々なところで負担が増えていく。とりわけ、高齢者への負担が 増えているのではないかというご指摘だったと思っております。高齢者ももちろんそうでございますが、 何ていうか、我々現役世代も、正直負担が大きくなってるという感じはございます。加えて最近は物価 も上がっておりますのでですね、本当に多くのある意味、世代を問わず、負担が増えている実感はござ います。ただ行政の首長の立場から申し上げると、もうこの議会の中でも様々なご指摘ありました。行 政としてやらなければいけないことがますます増えてきている中で、どうやりくりをしていけばいいの かということをやっぱり、私も感じているところでございます。なかなか町のほうではそんなに収入が 簡単にあげられるような状況ではございませんので、どうしてもそうなると支出のほうをやっぱり選択 をしていかなければならない。無駄遣いを省くのはもちろんでございますが、これまで当たり前だった 行政サービスも見直しをしていかなければならない状況があって、それが我々の場合で言うと、公的な 施設の整理合理化ですね、これなんかはもうまさに今まであったことでございますけれども、これまで はそれについても、場合によってはなくしていかなければいけない。そういうことをこれから町民の皆 様にもお願いをしていかなければならない状況でございます。そういったことを踏まえますと、なかな かどこまで削れるんだろうかと。そうは言っても、進めなければいけないあるいは、維持していかなけ ればいけない行政サービスのことを考えると、どっかで負担のお願いもやっぱりしていかなければなら ない、ことだろうなと思っておりますし、我々の立場で言うと、先般から議論がある、上下水道の料金 などについてやっぱりどうしても上げなければいけない状況になるんだろうと思っております。なかな かそういったことを言いますとですね負担が増えるという実感がありながらも、何といいましょうか、 なかなか難しい問題だとしか言いようがないところでございますけれども改めて、我々の立場からする と、とにかく、できるだけ負担は上がらないしようと思いながらも、どっかでお願いしなければならな いこともあるということを答えざるを得ないのかなあというふうに思ってるところでございます。以上

でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、本町の財源についても、それはそれで考えていくべきですが、今お聞きしたのは、国のこうい う方針についてどう、地方自治体の長としてねどういうふうなお考えかということを質問させていただ いたつもりでした。我が国では国民皆保険制度の確立によって、自らが選択する医療機関で必要な医療 を受けることが、取りあえずはできると思います。この制度は、私たちの命と健康を守る不可欠な社会 基盤で、その根幹を支えるのが、この国民健康保険であり、国民健康保険は、人々の最後の命と健康を 守る砦だというふうに思っています。だからこそ、国はね、もっとしっかりとした財源をつぎ込んで、 そこをこそ守るべきというふうに思っています。また、憲法が25条でうたっている健康で文化的な最低 限度の生活を営む権利を実現する大きな柱の1つが社会保障制度であり、国にはその責務があります。5 年で43兆円と、防衛費、今、さんざん盛んに言われていますが、政府は防衛費の財源として、所得税、 法人税などを増減してその財源を確保してきました。一方、少子化対策の財源は、先ほども言いました ように、医療保険の保険料支援金として上乗せし、さらに今言いましたように、社会保障の歳出削減、 高齢者の負担増って言われたように高齢者のみならず若い世代も負担増がかかっています。本来、子ど も、少子化対策に充てられるべきは、先ほど捻出したと言った税金を財源に充てるべきで、社会保障の 歳出削減で、絞り出すべき問題ではないというふうに私は思っています。この国の政策は間違っている というふうに思っています。では次に、マイナ保険証について伺います。マイナ保険証マイナンバー カードについて私も度々、一般質問させていただいていますが、マイナンバーカード発行後マイナン バーカードと個人情報の紐付ミス、個人情報漏えいが大きな問題となっています。その1つ、マイナン バーと、健康保険証の医療情報の紐付ミスは、これまでに8,400件以上が確認されています。多くの人 の危惧、反対にもかかわらず、政府は現行の健康保険証を廃止し、マイナカードに一本化する方針を堅 持しています。今日の新聞では、岸田首相は予定どおり来年秋には廃止する方針を固め、この12日のマ イナンバー情報総合点検本部で、このことを表明するとありました。マイナンバーカードは、今言った ように、これまで議会でも一般質問で取上げてきましたが、今日は特にマイナ保険証について質問しま す。まず、マイナ保険証の利用登録件数は全国で、10月現在、7,149万件、78.6%のようですが、本町 におけるマイナンバーカード交付率と健康保健証登録状況紐付けについてはどのようになっていますか。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、カード交付率と健康保険証の登録状況というご質問いただきました。まず、マイナンバーカードの交付率でございますが11月末現在で、77.3%でございます。そして健康保険証の登録状況が安芸太田町の国民健康保険の被保険者、この登録割合でございますが、67%という状況でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、分かりました。次にマイナ保険証の利用の実態について伺います。全国ではマイナ保険証を患者が、本年度10月に利用した割合は僅か4.49%というふうに国保新聞には載っていましたが、もし分かれば、本町の、まずは本町の利用可能な医療機関とそれから利用率、トラブル等が出ていましたらそれについて伺います。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、まずマイナ保険証が利用できる町内の施設数でございます。まず、病院診療所が4施設のうち2施設が利用可能でございます。歯科は4施設ございましてこれは全て利用可能でございます。調剤薬局が5施設ありましてそのうち4施設が利用可能となっております。医療機関での利用率というのは、申し訳ございません、確認できませんので、こちらのほうは把握しておりません。そしてトラブルの状況ですが、個別に各医療機関に対してちょっと状況の確認をいたしました。顔認証ができないことがある。それと端末の反応が悪いなどの不具合が若干身請けられるものの大きなトラブルはないということで聞

いております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

利用率は、恐らく全国よりももっと低いかなというふうにも思っています。今トラブルは若干あった ということですが、全国では結構いろんなトラブルが発生しているようです。次の質問のマイナ保険証 の問題点にも入っていきますが、安全性や利便性を考えるときに、現在起きているトラブルというのは 本当に重要だというふうに思っています。例えば、停電が起きれば一時的にカードリーダーが使えない 事態が起きる。この前、この前というか今月の1日には直接マイナカードのカードリーダーではありま せんがもっと大きく、病院自体の電子カルテ等々使えなくなった広大のシステムダウンが起きました。 そういうことが起きる可能性は十分にあります。また今言われたように顔認証がうまくいかないとか、 暗証番号を3回間違えて、カードリーダーが拒否したとかね。それがゆえに、従来の健康保険証で確認 したとか、マイナ保健証は毎回提出が必要、介護者は、老人や高齢者や寝たきりの人のマイナ保険証を 管理する負担が大きいとか、それから保険者情報が無効とか該当なしとかほかの情報が紐づけされた事 があるとか、そうですね、たくさんあるんですよね、別人の情報が紐づけされたとか、別人の医療情報 が回覧されたとか、さらにはマイナンバーカードの偽造問題すらもう今出てきています。さらには、も っと根本的な問題として、これまで、本町における国保の保険証は、私もそうですけど、1年ごとの更 新で、それは、町のほうから簡易書留で郵送されてきました。本当に何の不都合もなく使っていました けど、今後は、自分が更新時にはね、役場に行かなければいけない等の、大変、大変な状況が待ってい るように思っています。事実上健康保険証をマイナ保険証にやりかえるということは、カードの取得を 強制することになるというふうに思います。どこが人に優しいデジタルなのか、デジタル化なのかとい うふうにも思ってしまいます。この間政府は、今言いましたような、マイナ保険証の不都合について、 次々と対策を打ち出しています。すごくあって私もちょっと書いていくのにびっくりしたんですけど、 例えばマイナンバーカードを持っていない人、持っていても保険証と紐づけていない人、紛失した人、 介護が必要な高齢者や子どもら、カード取得が難しい人でも、保険診療を受けられるように、わざわざ 従来の保健証を廃止して、資格確認書を発行することを決定しました。当初はあくまで本人の申請に基 づく仕組みを想定していましたが、批判を受けて自動的に送付する、今の保険証と同じようなプッシュ 型にする。しかも、有料としていましたが、懲罰的だと批判が出て、無償交付というふうに変更しまし た。さらに資格認定書の有効期限は1年でしたが、これも批判を受け、上限を5年に、それぞれの保険期 間で違うと思うんですけど、5年にまで延長しました。また、オンライン資格確認の義務化対象外、今 言われたように本町でも、オンラインシステムを導入していない医療機関がありますが、そこの医療機 関では、マイナ保険証の受入れが困難なため、国は、視覚情報のお知らせというものを発行するようで す。そして、今月は、暗証番号の設定が不要なマイナカードこれはマイナ保険証としてのみの利用が可 能ということですが、その交付も決定されました。ここまで来るともはや混乱の極みというふうに私は 思います。これなら、現行の保険証を廃止しないほうが、混乱はないというふうなことは明白です。町 長はこの国の姿勢、混乱についてどのようにお考えでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて今のマイナ保険証をめぐる混乱についてということでございました。正直私もですね、最初、マイナカード、もともとは確かにご指摘のように国民の申請に基づき交付されるものというふうにお聞きしながら、途中で変わって、保険証を廃止するということになって、それがまた、保険証は廃止するんだけれども、資格確認書が交付されるということになったという点はですね、やっぱり確かに、国民の混乱を深めることになったなというふうには感じております。ただ改めてマイナンバーカードという制度そのもの、マイナンバーカードも、利点がやっぱり明確に分からないという点もあるのは間違いないと思いながらも、その背景であるDXデジタルトランスフォーメーションあるいはICTの活用というのはですね、我々も実は一生懸命頑張っているところでございまして、それはやはり、もうこの場でも何回もお話をしたように、人的なリソースがどんどん限られていく中で、それでも行政サービスを維持をする、あるいは行政サービスをより有効にしていこうと思ったときにはそのデジタル化は避けて通れないという思いがあって、取り組みをさせていただいたわけでございます。ただ、一方で、このデジタル化あるいはマイナカード、うちで言うとmoricaのカードもですね、やはりそうは言っても、中

には、便利だとご理解いただける方もおられればですね、やはりなかなか使い勝手が難しいという方も おられるわけでございます。そういった意味では、過渡的に、そうは言いながらも、何というか、一方 的に移行するのではなくてやっぱり過渡的な対応は要るんだろうと思うんですね、要るんだろうけれど も、やっぱりどこかでシステムとして切替えていかないと初期の目的である効率化ですとか、より有効 なサービスを提供するというのは難しい。そういった意味では、新しいことを取り組むことそのものを ですね、否定するというのはやはり、どうなのかなぁというふうに思っております。マイナンバーカー ドも、これを通じて様々な行政サービスをより効率的に、あるいは効果的に進めていこうという取り組 みだと私は受け止めておりますので、その意味において、今回、混乱が生じているやり方をされてるな あというのは正直思いますけれども、そうは言いながらもその混乱を乗り越えてやはり、前へ進めてい かないと、国全体の行政サービスの効率化というのは進められないと思っておりますし、改めてこうい う混乱を我々自身も他山の石ととらえてですね、マイナンバーカードあるいは、定額タクシーの制度、 これもちょうど移行期に当たります、昨日ご指摘いただきました、あなたくからそういった新しい取り 組みに変えようとしておりますが、できるだけ多くの皆さんにご理解をいただきながらあるいは混乱が 少なくなるようにしながら、そうは言いながらも、今のこの現状を考えると、新しいシステムに変えな ければいけないという思いはしっかりと堅持しながら、進めていかなければならないと感じたところで ございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

問題は、行政サービスにアクセスする、ツールのデジタル化そのものが問題ではなくって、そこに蓄 積されるデータを、どこがどのように管理し、その一括管理しようとしてる目的は何かとか、そこが問 題になってくると思うんですよね。だからただmoricaカードがどうのこうのという問題ではやっぱりな いというふうには私は思っています。マイナ保険証自体が抱えている問題や、今の保険証についての問 題もですが、もっと大きくは今言いましたように、本来任意であるマイナカードの取得が、従来の健康 保険証廃止により、強制になる本来マイナカードは任意のものですから、それが強制になるっていうこ とであり、これにより、国民皆保険制度がなし崩しになる懸念があるということです。例えば、これか らも、こういう制度に対して反対して自覚的にマイナカード、マイナ保険証を取得しない人、あるいは、 心身の健康状態がすぐれなくてできない人、あるいは、さっきも言いましたように5年ごとのマイナ保 険証、電子証明書の更新のために、窓口、自治体窓口に出向かず、手続をしない人、さらいうことは、 保険料は支払っていても、保険制度を利用できない人、あるいはもういいかと、保険料を支払わない人 があらわれるなど、今言いましたように、国民皆保険制度は混乱し、崩壊する可能性もあります。貧困 になっても、どういう状況でも、取りあえずは医療を受ける、受けることができる国民皆保険制度は、 命の最後の砦です。それが今、マイナカード、マイナ保険証によって奪われる危険性が出てきていると いうふうに思っています。さらには、先ほども言いましたように国は、人々の利便性というよりはむし ろ、個々人のデータをビッグデータとして集め、民間に活用させるとか、国が一括管理したいというこ とが目的としてあります。本当にね医薬品会社などへのビッグデータを集めて、それを利活用するとい うことを国は推奨しています。こうしたことに対するセキュリティーの問題もまた一つ大きな問題です。 また政府は、カードのICチップには税金や、カード自体にね、税金や医療などの情報は記録されてい ないから大丈夫というふうには言っていますが、しかし、個人情報は、カードと、さっき言いました暗 証カードでマイナポータルから見ることができます。もし何らかの理由で他社が、それを獲得した場合 は、情報を見ることは簡単にできます。このような問題から、企業のビッグデータの利活用、そして、 保険証や暗証番号が他社に渡ったときのセキュリティーの問題を、町長はどのように考えますか。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、マイナンバーカード、マイナ保険証も含めてですけれども、安全性という面でのご質問だと思います。今回ちょっと問題点がいろいろあったのは何らかの理由で他人の情報がマイナンバーといろんな形で何か間違って紐付けられたというところに原因があるというところで、そういうふうに、考えておりますが今後国において改善策が示されるというふうに予定になっております。ただ、マイナンバー制度は、各種データを紐付けてデータ管理を効率化をするものでございますが、ご本人以外がマイナンバーカードを利用して、税や年金、医療などの個人情報を引き出すことはできないことになっておりま

す。例えば、落としたマイナンバーカードを例えば取得した人がいてもですね、パスワードを知らなければ、そこにアクセスはできないことになってます。ICチップの中を無理やり読みこもうとすればチップが自動的に壊れる仕組みになっておりますので、悪用ができない。そしてまた安全性はそこら辺で確保できているというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

カードさえあれば、暗証番号は、そういう人たちにとっては結構簡単ですし、どうにかして暗唱番号を引き出すこともできるというふうに思っています。実際今オレオレ詐欺とかいろんな問題が起きています。その中に入っている自己情報は、内閣官房によりますと、かなりの情報がマイナポータルから取得できるんですよね。世帯の属性とか地方税、健康、医療、子育て、介護、福祉、雇用、年金等々、20何項目にわたって、閲覧することができます。かなり危ないというふうに私は思っています。さらに、今後、介護保険証や、運転免許証とマイナカードとの一体化が計画されています。マイナカードの事実上の取得義務化でこれは、個人情報の保護の留め金を外し、さっき今言いましたように医療記録、学歴、学校はもう既にそのデジタル化で子どもの学籍から健康状態まで一括管理できるようになっていますが、学歴預貯金や資産、年収収入、果ては図書館の貸出し履歴、医師、看護師、教師などの資格、運転免許証など、あらゆる情報をマイナンバーカードに名寄せ、統合し紐付け関連して、国家権力による個人の情報を集中させることです。これは個人を掌握し、管理することを意味します。この行き着く先は、思想管理や徴兵制にも使われるおそれがあるというふうに、ジャーナリストあるジャーナリストは言っています。町長はこのような、私たちが想像以上に、国は、この情報、重要化というか、を考えてその利活用と国の、一括管理、情報の把握、個人の管理というふうなことを目指していると思いますが、町長はどのように、この国の姿勢について、思われますか。再度伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、マイナカード、マイナ保険証の危険性について、従前から大江議員のご意見として、議会でも、披露されておられるのは承知しております。また今日の話も聞きながら改めて、大江議員のお考えとしてそういう思いを持っておられるのかなということは受け止めさせていただいたとこでございますが、それを国のほうで管理するためということでいうと、私自身はそういう思いは持っておりませんし、それは、そういった意味でだから、大江議員の受け止め方なのかというふうに受け止めるしかないかなと思っております。国の管理というお話ございました。町もある意味、moricaカードを出しておりますけれども、それによって町民の皆さんの活動なりを個別にですね、把握するつもりはありませんし、またそういう能力も実際余裕もないしそういう制度にもなっておりません。国がそれができるかと言われたときに、どういう意図を持ってそれをされようとしているのか、あるいはそれが国だったらできるのかというと、私はちょっと、国だからってそれができるような、力があるとはちょっと思っておりませんけれども、ただそれも、私のほうで、それが、確定的なことが言えるわけではないのでですね、どう思うかと言われても、何とも言いようがないというのが正直なところでございます。改めて、議員のご意見はご意見としながらですね、町としては国の取り組みについてやるべきことをしっかりと、取り組んでいきたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

私だけの考えではないんですよねこれは、多くの識者が言っていることです。マイナンバーカードは、セキュリティー、今言いましたように、セキュリティーが万全ではないとか、国や企業のみが必要としており、私たち住民は必要と本当に必要としているのか。必要としてはいない。政府との信頼関係が今全くできていない。マイナンバーカードに保険証や他の情報を紐付けることのリスクの大きさも今述べました。また、自分の情報データを使われることをコントロールする権利が私たちには全く保障されていません。デジタル化が進んでいる諸外国では、そこはもうきっちり、保障すべきというふうにやっていますし、それができないところは、そういうカードの、制度を、もう撤退させようとかね、そういうこともやっています。また、日本のマイナカードのように、あらゆる情報を一元化するようなカードっていうのは、恐らくほかの国ではないのではないかというふうに思っています。また、私も全くそうな

んですけど、このD X デジタル改革が、いろんなことも全て含めて、よく理解できていないんですよね。恐らく多くの人はよく理解できていないままに、2万円のポイントがつくからマイナカード交付しようとか、口座に紐づけてもいいかとか、前の保険証も紐付けようとかいうふうになっていて、本当にこの意味するものが分かってないままにせかされて、進んでいるというふうに危惧しています。取り返しのつかないことになる前に、今、立ち止まって、本来私たちはこういうことが必要なのか、国はそういうことちゃんと人々に、何ていうんですかね、安全とか、国家は監視しませんよとかそういうことが本当に言えるのか、そういうことをやはり考えるべきだというふうに思っています。単に日本がデジタル化が遅れているから、D X を進めようという、単なるその表層的な問題ではないというふうに私は思っています。次に、ちょっと時間があれですが地域の環境整備についての課題に入ります。皆さん感じられたと思いますが今年の草の伸びようはすさまじく、例年以上に草刈り草抜きの苦労がありました。今年に入って、特に高齢者の方から、お隣の空き地、空き家空き地の草刈り草抜き、今まで善意でしていたけど、もうとてもできない、もう負担が大き過ぎるというふうに言われる方を、よく聞きました。町はこの現状についてどのようにとらえ、じゃあどうしたらいいのかっていうことは、どのように対策としてね、検討されていますか。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、ご質問いただきました環境整備ということで、地域の除草作業などの環境整備などですね、地域活動がだんだんと難しくなっているという相談を受けることが、増えているというふうに感じております。空き地が適正に管理されていない私有地で、誰も管理していないところのですね草を何とかしてほしいというような話をいただくこともあるんですが、現状として行政として手が出せないというところが現状でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。55分までですからね。

○大江厚子議員

はい、では地域とか、住民の税によってでしか、現状は対処できないということになれば、しかし、やはりこういう課題はもう各自治体で出てくると思うんですね。だからこそやっぱり町独自として、制度なりね、何か何かしらの取り組みはしていくべきではないかというふうには思っていますが、どうでしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、これはですね法律的に民法で守られたものになります。いわゆる隣接地、必ず所有者がいらっしゃいますね。ここに関して、行政が立ち入ったり、ましてや、そこのものを勝手に刈る、勝手に切る、こうしたことについては、原則、行政の事務として行うことができない。いわゆる民法の不介入という事務になりますので、これが特別措置というような法律等ができてくればまた関わることはできるかもしれませんけれども、このことに関しましては、ご質問勘弁いただければと思います。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

私は行政が直接刈ってほしいとかではなくって、地域に任せるにしてその仕組み、例えば助成金なり何なり、そういう制度ができないんかなというふうに思っています。県のアダプト制度とか、もろもろあるとは思いますが、やはりそれを総合的に考えて、住民がより、いい環境でね、暮らしができるようにというふうなそういう考えが、みんなの協力のもとでね取り組めればいいなというふうに思っています。以上で私の質問は終わります。

○中本正廣議長

以上で6番、大江厚子議員の一般質問を終わります。通告による一般質問は全部終了いたしました。 これで一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。